相続を気にせず
資産運用を楽しみたい

運用する資産を
家族に渡したい

大切な家族のために
何かのこしてあげたい

相続の準備は
しておきたい

運用をしつつ、
定期的に資金を使いたい

一定金額を
定期的に受取りたい

運用で増やしながら
受取りたい

運用して
その資金で贅沢したい

ファンドラップなら、運用を継続できます！

それぞれのニーズに対応する2つのサービス

運用しながら相続準備
「相続時受取人指定」サービス

1 資産運用をしながら万が一の時は
受取人を指定しておける

2 万が一の時は
簡単な手続きで受取可能！

サービスイメージ

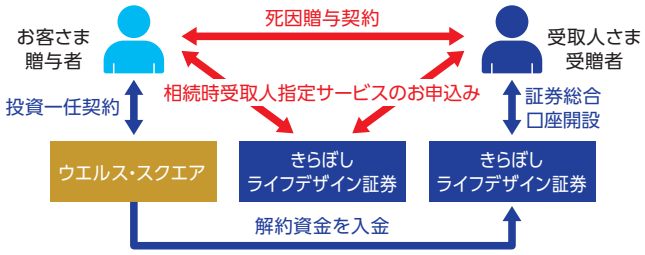

残すことも考えつつ
運用できるのはうれしい

[ご契約]

■「死因贈与契約」の締結

お客さま(贈与者)と受取人さまの間で、きらぼしラップの運用資産を対象とした、お客さま(贈与者)の相続時に効力が生じる「死因贈与契約」を締結します。

■「相続時受取人指定サービス」のお申込み

お客さま(贈与者)と受取人さま、きらぼしライフデザイン証券との三者間で締結します。

運用しながら受取り
「定時定額払戻し」サービス

1 毎月、隔月(奇数月)の25日※に
運用資産から一定額受取れる

※休業日の場合、前営業日。

2 一定額を受取りながら運用を継続！

サービスイメージ

毎月または隔月お受取りをご選択いただけます。

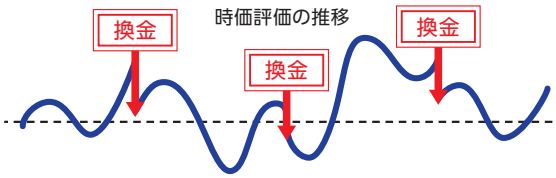

※図はイメージであり、将来の運用成果または収益を示唆あるいは保証するものではありません。

定期的に資金を受取れると、
これからの人生充実するかも

[ご契約]

「定時定額払戻し」のための申込書類をご提出ください。

■ご提出いただく書類

定時定額払戻しサービス設定・変更・解除申込書

[初回口座振替日の決定]

■新規契約と同時に、当サービスを申込む場合

運用開始日の属する月の翌月以降の初回払戻日

■運用開始日以降に、当サービスのみを申込む場合

当サービスの適用日の属する月の翌月以降の初回払戻日

ご留意事項 お申込みには、運用資産の時価評価額(お申込日前営業日の時価評価額、新規契約と同時にお申込みの場合は契約金額)が1,000万円以上あることが必要となります。サービスの詳細については、きらぼしラップサービス内容説明書をご確認ください。

「相続時受取人指定」サービスのご留意事項

●お申込みには、運用資産の時価評価額(お申込日前営業日の時価評価額、新規契約と同時にお申込みの場合は契約金額)が1,000万円以上あることが必要となります。
●法務上、税務上のご相談その他弁護士・税理士業務等に係る事項については、弁護士、税理士等専門家に必ずご相談、ご依頼ください。
●本サービスおよび死因贈与契約の締結により、お客さま(贈与者)がすでに作成した遺言書等に影響を与える場合がありますのでご注意ください。
●本サービスおよび死因贈与契約の締結後、お客さま(贈与者)が新たに遺言等を作成した場合は、その内容によっては本サービスおよび死因贈与契約が無効となる可能性がありますのでご注意ください。
●受取人さまがきらぼしラップの解約資金を受領した後、遺言等の存在が明らかになる等して死因贈与契約の効力が生じないものと判明した場合でも、代理金融商品取引業者はそれによって生じた損害については責任を負いません。
●死因贈与契約は遺留分侵害額請求の対象となりますので、本サービスのご利用にあたっては、相続人の遺留分についてご検討ください。

「定時定額払戻し」サービスのご留意事項

●お申込みには、運用資産の時価評価額(お申込日前営業日の時価評価額、新規契約と同時にお申込みの場合は契約金額)が1,000万円以上あることが必要となります。定時定額払戻しの終了後は、運用資産の時価評価額にかかわらず、払戻しは行われません。
●「定時定額払戻し」による契約金額等の減少の際、すでにお支払いいただいた投資顧問報酬はご返金しません。
●「定時定額払戻し」は投資信託の収益分配金とは異なり、運用の成果に関わらず定期的に運用資産から引き出しを行うものです。運用資産の一部換金に際しては、その時点で適用されている目標資産配分に近づけるよう調整いたしますので、ファンドラップ専用投資信託の売却だけでなく、買付も発生する場合があります。
●専用投資信託の売却を行うため、譲渡益税が発生する頻度が高まる可能性があります。

きらぼしラップに関するご留意点

●きらぼしラップ(以下、「当サービス」といいます)は、株式会社ウエルス・スクエア(以下、「ウエルス・スクエア」といいます)が提供する投資一任運用サービスです。当サービスをご利用いただくにあたっては、お客さまとウエルス・スクエアの間で投資一任契約を締結していただきます。
●当サービスにおいて、きらぼしライフデザイン証券株式会社はウエルス・スクエアとの契約に基づき投資一任契約の締結の代理をいたします。また株式会社きらぼし銀行は、ウエルス・スクエアとの契約に基づき投資一任契約の締結の媒介をいたします。なお、きらぼしライフデザイン証券株式会社、株式会社きらぼし銀行のいずれも、投資一任運用を行いません。
●ご契約いただく際には、契約締結前の書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。
●当サービスにはクーリング・オフ制度が適用されません。
●当サービスは、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。

きらぼしラップのリスクについて

●当サービスは、投資信託を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、これを大きく割り込むことがあります。これらの運用による損益は全てお客さまに帰属します。
●投資対象とする投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート(REIT)、コモディティ(商品先物取引等)および株式・債券・金利等の金融先物等派生商品を実質的な投資対象とすることから、これらの値動きに応じて基準価額は変動し、損失が生じるおそれがあります。また、外貨建資産に関しては、外国通貨の為替相場の変動による為替リスクが存在します。

きらぼしラップの費用について

●お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と間接的にご負担いただく費用(投資対象である投資信託に係る費用)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

①直接ご負担いただく費用

投資顧問報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して、最大で年率1.320%(消費税等込み)(税抜き:1.20%)を乗じた額をお支払いただきます。

②間接的にご負担いただく費用

投資対象となる投資信託については、運用管理費用(信託報酬)(信託財産に対し最大で年1.35%(消費税等込み))、信託財産留保額(換金時最大で信託財産の0.30%)のほか、売買等の取引費用や監査費用等のその他の費用が信託財産から差し引かれます。また、投資信託が投資する投資信託証券には運用実績に応じて成功報酬がかかるものがあります。これらの費用の合計額および上限額については、資産配分、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは契約締結前の書面、投資信託説明書(交付目論見書)およびお客さま向け資料でご確認ください。

ご契約の締結の代理

きらぼしライフデザイン証券

商 号 等:きらぼしライフデザイン証券株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第3198号
加入協会:日本証券業協会

ご契約の締結の媒介

きらぼし銀行

商 号 等:株式会社きらぼし銀行
登録金融機関　関東財務局長(登金)第53号
加入協会:日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

ご契約・運用

ウエルス・スクエア

商 号 等:株式会社ウエルス・スクエア
金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第2914号
加入協会:一般社団法人資産運用業協会

(2026.5現在)